

す 広報 おう 大島



～私たちの たのしい すみたい いきたい島～

5 月号

2021 (令和3)年
No.200

新たな歴史を築く

周防大島町立周防大島中学校

周防大島中学校 開校

まちの予算

大島かんきつ産地継承夢プラン関連事業

132万5千円

ゆめほっぺなど戦略品目の高品質果実の安定生産を図るためマルチ被覆・排水対策、せとみ用袋・苗木への助成を行います。

新規就業者等産地拡大促進事業補助金

1,808万2千円

園内作業道、灌水施設、防風・防鳥施設、ハウス施設等の整備に対し助成を行います。

トンネル施設長寿命化計画策定事業

826万3千円

施設の延命化を図るため広域農道トンネル施設の調査・点検結果により、長寿命化計画を策定します。

ため池ハザードマップ作成事業

38万4千円

ため池が決壊する恐れのある場合、または決壊した場合に迅速かつ安全に避難するため、ため池ハザードマップを作成します。

多面的機能支払事業

278万3千円

農業の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の基礎的な保全活動や農村環境保全活動を後押しします。

有害鳥獣捕獲事業

2,695万4千円

イノシシ、タヌキ、カラスなどの有害鳥獣の捕獲を行います。また、有害鳥獣パトロール隊が町内全域を定期的にパトロールして、被害状況、出没地点等の調査・確認を行い、猟友会と連携して効果的な有害鳥獣対策へ結びつけます。

政策企画課・農林課関係

海域保全管理事業

5,216万6千円

地家室園地における拠点施設整備関連事業およびニホンアワサング群生地や周辺海域の保全・活用に取り組みます。また、廃校となった旧沖家室中学校の跡地を活用し、滞在施設や野営場等、必要な施設を整備し地域の活性化を図ります。

政策企画課関係 (☎ 74-1007)

企業誘致対策事業

138万8千円

町内にしごとを創り若年層の定住を促進するため、町内の遊休施設を有効活用することで、企業誘致の推進を行います。

起業家育成支援事業

38万円

島スクエアの発展型である「起業教育研究センター」が行う人材育成事業を支援します。

町では、「人と自然が響きあう笑顔あふれる安心のまち周防大島」の実現に向けて、①自然と共生した快適で活力あるまちづくり②人が元気で活躍するまちづくり③安全・安心で思いやりに満ちたまちづくりという3本の柱を立て、予算編成を行いました。

今月号から「まちの予算」と題して、今年度実施する主要事業について紹介していきます。

1. 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

産業の振興

農林課関係 (☎ 79-1002)

環境保全型農業直接支払事業(新)

21万9千円

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るため、環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援します。

資源循環型肉用牛経営育成事業補助金(新)

81万4千円

畜舎新增改築および飼養管理機械等の整備により繁殖経営の規模拡大と粗飼料確保、管理の省力化を図ります。

林業振興対策事業(新)

322万3千円

経営管理が適切に行われていない個人所有の森林(スギ・ヒノキの人工林)を町が森林所有者と林業経営者(森林組合等)の仲介をし、適正な森林経営を支援、または管理をします。

大島農業担い手就農支援事業

216万円

柑きつを中心として農業への就業を希望する者を大島柑きつ支援員として農協等に研修を委託し、農業担い手の就農支援を行います。

新規就農者確保事業(経営開始型)

1,650万円

農業の担い手を確保するための新規就農支援として、新規就農者育成に対する総合的な支援を行うための資金を交付します。

鳥獣被害防止施設等整備事業

1,000万円

有害鳥獣による農作物等の被害を防止するために設置する防護柵の資材に対して助成を行います。

ハウス施設導入モデル支援事業

100万円

付加価値の高い品種の推進を図るため、新規就業者等産地拡大促進事業を活用し、ハウス施設を整備した場合に、その自己負担額の一部を助成します。

商工観光課関係 (☎ 79-1003)

ながうらスポーツ滞在型施設改修事業 (新) 880 万円
グリーンステイながうらの大ログハウス外装改修等を行い、更なる観光客の増加を図ります。

青少年旅行村整備改修事業 (新) 2,068 万円
公共施設の適正な管理を行うため、老朽化した管理棟を新築します。

広島送客誘発型広報事業 169 万 3 千円
本町にとって最大の商圈である広島に対して周防大島町の魅力を発信し、観光客の誘致を図ります。

スポーツ観光誘致事業 117 万 3 千円
西日本 3 大ロングライドを目指して本町の知名度を高め、観光振興と地域経済の活性化に寄与するサイクリングイベントを実施します。

体験交流型観光推進事業 483 万 6 千円
体験型教育旅行の誘致や受入を推進し、交流人口の拡大や地域の活性化を図ります。

商工観光課・農林課関係

ゆめはな開花プロジェクト推進事業 605 万 8 千円
新しい観光資源として、大島連山の遊歩道を活用したウォーキングイベントや自然や史跡の名所・旧跡にスポットを当てたエコツアーを実施します。

水産課関係 (☎ 79-1004)

新規漁業就業者確保育成推進事業 1,127 万 5 千円
漁業研修終了者や漁家子弟の新規漁業就業者に対し、漁業者としての自立時の経営自立化支援および、漁船等の購入を援助し、漁業の担い手を育成します。

種苗放流育成事業 1,013 万 9 千円
水産資源の保護育成と生産力の増強を目的として、各地先において、稚魚や稚貝の放流を継続して実施します。

漁場清掃事業 562 万 1 千円
漁場等の環境保全を図るため、漁場等の清掃として、海岸漂着ゴミや海底堆積ゴミの除去・処分を実施します。

漁港漁場機能高度化保全事業 1 億 190 万円
町内にある漁港施設の調査・点検結果に基づき、適切な維持補修を実施することにより、施設の延命化を図るとともに、崩壊等の危険を回避します。

漁港高潮対策事業 3,000 万円
油田 (油宇) 漁港の高潮対策工事を実施し、浸水等による被害を防止します。

農地パトロールを実施します

目的と時期

周防大島町農業委員会は、農業委員および農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施しています。今年度も5月～8月と期間を広げて実施します。

また8月は、農地法第30条に基づき、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止・早期発見を重点に調査する利用状況調査を併せて実施します。

調査期間は、緑の帽子を着用した農業委員および農地利用最適化推進委員が目視等で確認を行いますので、ご協力をお願いいたします。

遊休農地とは

- ① 1年以上にわたって耕作しておらず、今後耕作されないと見込まれる農地
- ② 周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

なぜ調査が必要なの？

農地の適正な管理を怠ると、雑草が繁茂することで、病害虫の発生、鳥獣害、ゴミの不法投棄、汚水の発生源、火災発生や交通の妨げなどの原因となり、近隣の農業者や周辺住民へ大きな迷惑を及ぼしかねません。雑草木等の除草・伐採 (陰切り)、病害虫駆除など、農地の適正な管理をお願いします。

また、平成29年度から、農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して、中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象に、固定資産税の課税の強化がされています。

なお、農地の貸付や譲渡を希望される方は、地元農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までご相談ください。

■問い合わせ

農林課 農林振興班
☎ 0820 (79) 1002

公共下水道施設機能保全事業（ストックマネジメント事業）

3億1,901万1千円

公共下水道施設の耐震化・長寿命化計画等に基づき、安下庄浄化センターおよび東和片添浄化センターの施設更新工事を行い機能強化を図ります。

漁業集落環境整備事業 4,378万円

漁業集落排水処理施設の機能保全計画等に基づき、浮島浄化センターの施設更新を行い機能強化を図ります。

都市基盤の整備

建設課関係（☎ 79-1005）

道路新設改良事業 1億1,340万6千円

防災対策に視点を置いた道路改良事業等を行うと共に、橋りょう補修を実施することにより橋りょうの長寿命化を図ります。

定住の促進

生活衛生課関係（☎ 79-1010）

浮島定住促進住宅建設事業（新） 1,640万7千円

浮島地区へ定住促進住宅を建設するため、住宅用地購入および実施設計を行います。（4戸建設予定）

政策企画課関係（☎ 74-1007）

空家バンク登録推進事業（拡充） 315万円

空家を有効活用した定住促進を図るため、移住・定住者向けに空き家のリフォーム（DIYによるリフォームを含む）や家財処分費用の助成を行います。（空家バンクへの登録を条件に助成を行います）

定住対策事業 657万3千円

町内移住希望者へ「住」および「職」情報の提供・発信並びに仮住まいにより魅力を体験してもらう「お試し暮らし」や「体験ツアー」を行い、移住希望者の定住を支援します。

婚活サポート事業 10万4千円

男女の出会いの場づくりを積極的に行うため、柳井広域圏での婚活イベントを実施し、多くの出会いの場の提供を行います。

東京圏移住支援事業 100万円

東京圏に在住の方を対象とし、町内へ移住かつ県に登録された企業へ就職した場合に支援金を交付します。

生活環境の整備

生活衛生課関係（☎ 79-1012）

地域ねご活動等推進事業（新） 50万円

野良猫への無秩序な餌やりなどに起因する公衆衛生の悪化を抑制するため、飼い主のいない猫の適正管理を推進する活動等を行う地域・団体に対して支援します。

総務課関係（☎ 74-1000）

空家対策ローン利子補給事業 26万4千円

空家の放置を防ぐために、所有者等が金融機関による空家対策ローンを借り入れた場合、利息（保証料を含む）を補てんします。

総合支所関係

空家有効活用事業 461万9千円

町が個人等の所有する空き家を借り上げ居住可能な改修を施し、町内への定住を希望する方へ貸し出すことで定住を促進し、併せて空家の荒廃を防ぎ生活環境の維持を行います。

水道課関係（☎ 79-1011）

上下水道料金窓口業務等包括業務 3,207万6千円

上下水道事業の運営の効率化・管理の集約化を目的として、料金請求・収納、メーター検針業務等の窓口業務全般の包括委託を行います。

クラウド型水道監視システム更新事業 3,509万8千円

監視データをインターネット上に保存し、庁舎内のパソコンや職員のスマートフォンなどから監視する形態に更新し、施設異常への迅速な対応と維持管理の効率化を図ります。

下水道課関係（☎ 79-1014）

合併浄化槽設置整備事業 1,124万3千円

下水道処理計画区域外における合併浄化槽の設置整備を支援し、町の補助を上乗せすることにより、下水道集合処理との個人負担の格差是正と汚水処理人口普及率の増加を図ります。

久賀・大島地区公共下水道事業 7億58万8千円

用水路や公共水域の水質保全、快適な生活環境の保全および定住促進を図るため久賀・大島地区において公共下水道整備を行います。

東和片添地区公共下水道事業 2億9,337万円

用水路や公共水域の水質保全、快適な生活環境の保全および定住促進を図るため、三ヶ浦地区の公共下水道整備に係る測量設計および管路工事を行います。

会計年度任用職員を募集します

① 国民健康保険保健事業 保健師業務

採用予定人員 1人

採用予定人員 1人

勤務場所

健康増進課（日良居庁舎）
（周防大島町土居1325・1）

勤務内容

保健指導等保健師業務

勤務条件等

任用期間

7月1日～令和4年3月31日まで（ただし、任用から1カ月間は条件付き採用期間となります）

勤務日 週5日

勤務時間 午前8時30分～午後5時15分

報酬等

月給20万2400円

通勤に係る費用弁償制度あり

期末手当あり

面接等 別途通知します。

申し込み・問い合わせ

〒742・2803

周防大島町土居1325・1

健康増進課 医療保険班

☎0820（73）5502

② 健康増進課事務補助

採用予定人員 1人

勤務場所

健康増進課（日良居庁舎）
（周防大島町土居1325・1）

勤務内容

新型コロナウイルスワクチン接種業務事務補助（ワード・エクセル操作あり）

勤務条件等

任用期間

7月1日～9月30日まで（ただし、任用から1カ月間は条件付き採用期間となります。また場合により任用期間を延長することがあります）

勤務日 週3日程度

勤務時間 午前8時30分～午後5時15分

報酬等

時給890円

通勤に係る費用弁償制度あり

面接等 別途通知します。

申し込み・問い合わせ

〒742・2803

周防大島町土居1325・1

健康増進課 健康づくり班

☎0820（73）5504

③ 白木出張所

採用予定人員 1人

勤務場所

白木出張所
（周防大島町外入1850・4）

勤務内容

窓口での受付、電話対応その他接客業務

簡単なパソコン操作

施設管理等その他事務補助全般

勤務条件等

任用期間

7月1日～令和4年3月31日まで（ただし、任用から1カ月間は条件付き採用期間となります）

勤務時間

午前8時30分～午後5時15分

勤務日

月10日程度（交代勤務、原則として土日祝日は休み）

報酬等

時給890円

通勤に係る費用弁償制度あり

面接等 別途通知します。

申し込み・問い合わせ

〒742・2592

周防大島町平野269・44

東和総合支所

☎0820（78）1110

【共通事項】

登録申込書の請求方法

登録申込書は、各総合支所・出張所で配布しています。また、町ホームページからも印刷できます。

郵便請求の場合、「会計年度任用職員（●）登録申込書請求」と朱書きした封筒に、84円切手を貼った返信用封筒（申込者の郵便番号・住所・氏名を記入）を同封のうえ、請求してください。

申し込み方法

登録申込書（直近3カ月以内に撮影した写真を貼り付

け）を6月15日（火）（必着）までに郵送または直接お届けください。（※①の業務には、資格証の写しも添付ください）

郵送の場合は、「会計年度任用職員（●）登録申込書」と朱書きした封筒に、登録申込書を入れてお送りください。（できるだけ簡易書留でお願いします）

●の力所には、登録を希望する業務の番号をご記入ください。

①…保健師業務

②…健康増進課事務補助

③…白木出張所

「経済センサス-活動調査」は、すべての事業所・企業が対象の調査です。

すべての事業所および企業を対象とした「経済センサス-活動調査」が、全国一斉に行われます。

5月中旬以降に調査員が各事業所を訪問、または総務省および経済産業省から調査票を郵送します。

回答は、6月8日までに、できる限り、安全で便利なインターネットでお願いします。

■調査期日 6月1日

■対象 全国すべての事業所および企業

■調査方法 5月中旬以降に調査員が各事業所を訪問、または総務省および経済産業省から調査票を郵送します。

問い合わせ 政策企画課 広報情報統計班
☎0820（74）1007



久賀大島浄化センター

公共下水道が一部供用開始されました

久賀・大島地区

久賀・大島地区公共下水道の一部区域（久賀・椋野・三浦）が、3月16日から供用開始されました。

供用開始区域内にお住まいの方々は、生活環境の改善と下水道事業サービスの持続のため、お早めの接続をお願いします。

また、供用開始区域の詳細については、町ホームページをご確認いただくか、下水道課にお問い合わせください。

■下水道受益者分担金について
公共下水道の供用が開始される排水区域内の土地所有者の方々に対して、4月に「下水道受益者分担金等申告書」を郵送していますので、まだご提出されていない場合は、記載内容をご確認の上、記名押印して下水道課または最寄りの総合支所・出張所にご提出ください。

この受益者分担金は、公共下水道施設の建設費を一部負担していただくもので、本町

の場合は、土地の面積に応じて1㎡あたり300円に設定されています。

なお、土地の利用状況が宅地以外の場合で、下水道が必要ない土地については、その利用方法が変更されるまで分担金の徴収を猶予することができますので、「下水道受益者分担金等徴収猶予申請書」をご提出ください。

■下水道への接続義務について
公共下水道の供用が開始された場合には、排水区域内の土地所有者、使用者または占有者は、排水設備を設置し、下水道に接続しなければなりません。（下水道法第10条）

また、処理区域内において汲み取り便所が設けられている建築物を所有する方は、供用開始の日から3年以内に、その便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る）に改造しなければなりません。（下水道法第11条の3第1項）

■排水設備工事は町指定工事店へ

宅地内の下水道への接続工事（排水設備工事）は、本町に登録している指定工事店だけが施工できます。排水設備指定工事店の連絡先は町ホームページをご覧ください。

■施工業者とのトラブルにご注意ください

役場から特定の指定工事店に対して下水道への接続に関する業務を委託することはありません。

また、接続工事を依頼する場合には、複数の業者から見積もりを徴取し、施工方法と費用を良く比較検討した後、双方合意の上で契約をしてください。

■問い合わせ

下水道課 下水道班
☎0820（79）1014

特定公共賃貸住宅 および町営住宅等の入居者募集

1. 特定公共賃貸住宅

■各住宅の募集戸数

地区	住宅	戸数
大島	広屋住宅	1戸
東和	折井住宅	1戸
	伊保田東住宅	2戸
	沖家室住宅	1戸
橘	おれんじヒルズ	6戸

■入居資格

- ・入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以上48万7千円以下
- ・自ら居住するための住宅を必要としている人（特定

公共賃貸住宅入居者および持ち家のある方は、入居申し込みはできません）

- ・原則成人している方
- ・地方税完納者
- ・公営住宅家賃完納者
- ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※単身入居可

※連帯保証人が1人必要になります。（町営住宅入居者不可）保証人の極度額は入居時の家賃の6カ月分となります。高齢者等の方で、保証人の確保が困難な場合は免除できる場合がありますので、お問い合わせください。

※敷金（基本家賃の3カ月分）の納付が必要になります。

※犬・猫等のペットを飼うことは禁止されています。

2. 町営住宅等

■各住宅の募集戸数

地区	住宅	戸数
久賀	新開団地住宅	2戸
	新開団地住宅（高齢者専用）	1戸
	八幡住宅	5戸
	八幡住宅（高齢者専用）	2戸
	西ヶ原住宅	6戸
	向津原上住宅	4戸
	向津原下住宅	9戸
大島	蔵本住宅	5戸
	五反田住宅	4戸
	第二中塚住宅	3戸
	小方住宅	2戸
	小田住宅	3戸

地区	住宅	戸数
東和	伊保田住宅	2戸
	西方住宅	3戸
	平野住宅	1戸
	外入住宅	2戸
橘	おれんじヒルズ	2戸
	日良居住宅	1戸
	和戸住宅	1戸
	西浦一般住宅（単身者用）	1戸
	古城一般住宅（単身者用）	1戸
	栄住宅	15戸
栄一般住宅（単身者用）	1戸	

■入居資格

- ・入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以下（ただし、高齢者・障害者等の世帯は21万4千円以下）
- ・同居しようとする親族がある人（単身者用の住宅に単身入居する場合を除く）
- ・現に住宅に困窮していることが明らかな人（町営住宅入居者、持ち家のある方は、入居申し込みはできません）
- ・原則成人している方
- ・地方税完納者
- ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※単身入居可の住宅は広さに制限があります。

※障害者の方は単身でも申し込みできます。ただし、日常生活（歩行、自炊および食事、着脱衣、入浴、排泄等）に支障がある方は、入居申し込みはできません。

※連帯保証人が1人必要になります。（町営住宅入居者不可）保証人の極度額は入居時の家賃の6カ月分となります。高齢者等の方で、保証人の確保が困難な場合は免除できる場合がありますので、お問い合わせください。

※敷金（家賃の3カ月分）の納付が必要になります。

※犬・猫等のペットを飼うことは禁止されています。

3. 申込期間・選考方法等について（特定公共賃貸住宅・町営住宅等に共通）

■申込期間 5月17日(月)～31日(月)

■選考方法 応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。なお、申込締切日までに応募のない住宅については、申込締切後4週間に限り先着順で申し込みの受付を行います。

■家賃 入居者全員の所得に応じて算出します。

■入居 入居可能日以降（※請書等必要書類が揃い次第順次入居可能日を決定します）

※申込方法などの詳しいことはお問い合わせください。応募要項および申込書等は生活衛生課、各総合支所・出張所にてお渡しします。また、町ホームページからもダウンロードできます。（特定公共賃貸住宅と町営住宅等では、申し込みの際に提出する書類が異なりますのでご注意ください）

■問い合わせ

生活衛生課 公営住宅班 ☎ 0820 (79) 1010

町税の納付は便利、確実、安心な口座振替をご利用ください

■対象となる町税

町県民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

■申し込み手続きの方法

取扱金融機関の町内店舗に、申込用紙が備え付けられていますので、その場で必要事項を記載のうえ、お申し込みいただけます。なお、町外の店舗には、申込用紙を備え付けていませんので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付いたします。

■手続きに必要なもの

- ・ 預貯金通帳
- ・ 預貯金通帳の届出印

納付書で納付いただく際は、次のことに注意願います

山口県農業協同組合については、引き続き周防大島統括本部支所に属する5店舗（周防大島統括本部支所、久賀支所、東和支所、橋支所、大島支所）のみとなります。

また、コンビニで納付される際に、一括納付書と期別の納付書での重複納付も多く見受けられますので、納付いただく際には、納付書の確認をお願いいたします。

※町税の納付が困難な場合は、法令等に基づき、納付が猶予される場合がありますので、ご相談ください。

■問い合わせ

税務課 徴収対策班
☎ 0820 (74) 1031

税務課 徴収対策班
☎ 0820 (74) 1031



▲併任辞令交付式の様子

— 地方税徴収支援グループ — 県税職員に併任辞令を交付しました

県税務課では、平成22年度から「地方税徴収支援グループ」を設置し、県下の市町に対して県職員を多数派遣し市町税務課職員とともに、税の納付指導や滞納の解消に努め、徴収の強化を図っています。なお、本町から併任徴収職員として県職員9名へ併任辞令を交付しました。併任期間は令和3年4月から令和4年3月末までの1年間です。

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度は、町が持っているさまざまな町政情報を知りたい時に、町民の皆さんからの請求に応じて、その情報の閲覧や写しの交付を行うものです。

個人情報保護制度は、町の保有する個人情報の開示や訂正等について、個人の権利・利益の保護を図るもので、公正で信頼される町政の推進をめざします。

各制度の令和2年度の運用状況についてお知らせします。

○情報公開制度の運用状況

実施機関区分	請求件数	決定区分等				不服申立
		公開	部分公開	非公開	却下	
町長	81	67	14	0	0	0
教育委員会	13	8	5	0	0	0
計	94	75	19	0	0	0

○個人情報保護制度の運用状況

請求件数	0
------	---

■問い合わせ 政策企画課 広報情報統計班
☎ 0820 (74) 1007

所得の申告は済みましたか？

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方は、所得の有無に関わらず世帯全員の所得の申告が必要です。申告をしていないと、

- ▼保険税（料）の軽減が受けられない。
 - ▼高額療養費などの算定時に、自己負担限度額分が高くなってしまう。
 - ▼入院時の食事代が減額されない。
- などの不都合が生じる場合があります。

住民税の申告は、税務課および各総合支所・出張所でお早めに済まされますよう、お知らせします。

なお、収入が公的年金（国民年金等）または給与

のみの方は、申告をしなくてもよい場合もありますので、ご不明な点等ありましたら、税務課までお問い合わせください。

■申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②令和2年中の所得・控除額がわかるもの（源泉徴収票・生命保険の払込証明書等）
- ③本人確認書類
 - ・1枚の提示でよいもの（顔写真付）…運転免許証等
 - ・2枚以上の提示が必要なもの…被保険者証等

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等により離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

■対象者

次の①～③全てにあてはまる方が対象となります。

- ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成28年3月31日以降であること
- ②離職日において、65歳未満であること
- ③雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

■適用される期間

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します）

■申請に必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証
- ・印鑑
- ・対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

■申請場所

税務課および各総合支所・出張所

■問い合わせ

税務課 課税第1班 ☎ 0820 (74) 1008

宝くじ公式サイトでも宝くじを購入できます!!

特典1 たまる!つかえる!宝くじポイント

宝くじの購入で100円につき1ポイントの宝くじポイントが獲得できる!

宝くじ公式サイトや宝くじ売り場で1ポイント1円としてつかえる!

特典2 購入～受取までネットで完結!

24時間いつでも宝くじの購入可能! 抽せん結果も宝くじ公式サイトで確認!

当せん金は、登録した受取口座に自動でお振り込みするので、とっても便利!

特典3 宝くじ会員限定のキャンペーンに参加できる!

他にもお得な特典や便利なサービスいろいろ!
今すぐ会員登録!



本件に関するお問い合わせ先

宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)
受付時間 10:30～18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く) ※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。



○宝くじの収益金は、さまざまな公益的な活動に活用され、私たちのまちづくり等に役立てられています。

しつちよる? やつちよる? 健康づくり!

「ちよび塩」でおいしく運動・活動で元気に!」

No. 98

健康増進課健康づくり班 ☎ 73・5504

座る時間が長いと 寿命が短い

この1年で、「ステイホーム」や「外出自粛」という言葉が当たり前のように使われるようになりました。それと同時に「コロナ太り」も新たな話題となつていきます。単純に考えると、食べ過ぎと運動不足が増えているということですが、実は、今後更に深刻化するのが運動不足による悪影響であることをご存知ですか? 皆さんの体調や体力、体型はいかがですか? この1年で筋力は衰えていますか?

注目は「座位行動」

令和2年11月に、世界保健機関(WHO)が新たに提唱した「座位行動」では、座っていたり、横になっていたりする状態が長い人ほど、寿命が短く、肥満や糖尿病、心臓病になる人が多いそうです。

す。驚くことに、ウォーキングや定期的な運動習慣を行っている人でも、1日の「座位行動」すなわち、座って過ごす時間が長いと、これらの悪影響が出てしまうとか。

コロナ禍で、テレビやインターネットを見る時間が増えたり、ついゴロゴロして過ごしたりしてしまいがちですよね。まずは、普段自分が何時間くらい座って過ごしているかを振り返ってみてください。そして、生活の何割を占めているのかを確かめてみてください。

意外に簡単! 解消法

「座位行動」を解消するのは案外単純なこと。ただ、座り続けない、ゴロゴロし続けないと言う事です。テレビのコマーシャルの間は立って背伸びをするとか、お茶を入りに席を立つ等で大丈夫。床や窓ふきの家事を少し増やした

り、ラジオ体操を取り入れたりするのでもいいですよ。もちろん、少し息の上がるような運動やストレッチを増やすことはさらに体を鍛えるのに効果的です。ただし、「座位行動」においては、運動の強さは問わないので、楽で単純な動作でもとりあえず「動く、動かす」ことが大事です。まずは座り続けない、こまめに動くことを習慣にしてみてください。

※筋肉量や内臓脂肪量を測定してみたい方は健康増進課までご相談ください。測定時間は10分程度です。

【ちよび塩クイズ】

平日の座位時間において、アメリカやヨーロッパ、中国など20カ国のうち、日本人は何番目に長く座っていたでしょうか、ズバリお答えください。(答えは17ページ)

ちよび塩レシピ♪

ツナじやが



今回はツナじやがを紹介します。ツナ缶のうま味で調味料を控えてもおいしくいただけます。旬の新じゃがいもや新たまねぎを使って、ご家庭でもぜひ作ってみてください。

【1人分の栄養素量】
エネルギー 136kcal、たんぱく質 5.5g、脂質 0.3g、食物繊維 2.4g、食塩相当量 0.9g

材料 (4人分)

じゃがいも ……180g 酒 …… 大さじ1
たまねぎ …… 80g みりん …… 大さじ1
にんじん …… 30g しょうゆ …… 小さじ2
きぬさや …… 10g だし汁 …… 適宜
ツナ缶 (無塩)
…… 1/2 缶 (35g)

作り方

- 1 じゃがいもは、皮をむき一口大に切る。
- 2 たまねぎは、くし形に切る。
- 3 にんじんは、皮をむき乱切りにする。
- 4 鍋に、1・2・3を入れ、かぶるくらいのだし汁を入れて中火で煮る。具にやや火が通ったら、ツナ缶を汁ごと入れて、酒・みりん・醤油を加えて汁けが少なくなるまで煮る。
- 5 きぬさやは、さっとゆでる。
- 6 器に4を盛り、5を飾る。

実施期間

6月1日
～令和4年3月31日

特定健診と 特定保健指導 を受けましょう！

糖尿病、脳卒中、心筋梗塞などの生活習慣病予防のためには、生活習慣の改善が最も効果的です。特定健診・特定保健指導は、このような生活習慣病を予防するため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を行い、その結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に、食生活や運動等の生活習慣を見直すサポートを保健師・管理栄養士等から受けることができます。

特定健康診査（国保）では、約12,000円相当の検査内容が無料で受診できます。ぜひ、受診しましょう！

☎健康増進課 医療保険班 ☎0820 (73) 5502

■健診等の対象者／実施主体／受診に必要なもの

健診および対象者		特定健診（40歳～74歳）	健康診査（75歳～）
実施主体		周防大島町国民健康保険	山口県後期高齢者医療広域連合
受診に必要なもの	受診券	特定健康診査受診券（ピンク色）	健康診査受診券（オレンジ色）
	保険証	国民健康保険被保険者証	後期高齢者医療被保険者証
	質問票	あらかじめ記入しお持ちください。	
	受診料	無料	個別健診 500円

○75歳からは、後期高齢者医療広域連合が交付する健康診査受診券により、健康診査を受診することができます。

■特定健診・健康診査実施機関

実施機関	場所	電話番号
山中クリニック	久賀	72-0152
おげんきクリニック	小松	74-2490
野村医院	横見	76-0017
川口医院	外入	78-0306
しまかぜ在宅支援診療所	平野	78-2533
正木内科医院	西安下庄	77-0021
安本医院	土居	73-0822
大島病院	小松	74-2580
東和病院	西方	78-0310
橘医院	西安下庄	77-1000

○健診実施機関により受付時間が異なりますので、詳しくは受診券等送付時にお知らせします。

■集団健診実施場所および実施日

実施場所	日程	受付時間
東和総合センター	10月5日(火)	8:30～11:00
山口県大島防災センター	10月6日(水)	9:00～11:30
しまとびあスカイセンター	10月7日(木)	8:30～11:00
日良居庁舎	10月8日(金)	8:30～11:00
しまとびあスカイセンター	10月16日(土)	8:30～11:00
日良居庁舎	10月23日(土)	8:30～11:00
浮島漁村センター	1月実施予定	9:00～11:00

※受診時間の詳細は、申し込みされた方に別途ご案内します。

- 4月に行った意向調査等で集団健診を希望された方には、おおむね実施日の2週間前までに受診のご案内を送付します。（集団健診への変更を希望される方は、お問い合わせください）
- 肝炎ウイルス検査および前立腺がん検診（50歳以上の男性に限る）が特定健診・健康診査と同時に受診できます。
- 75歳未満の社会保険等（国保以外）の加入者の方は、ご加入の医療保険者が実施する特定健診を受診してください。

森地区若者定住促進住宅用地貸付の募集を行います

若者世帯の転入の促進および転出の抑制を図り、過疎化による児童数の減少に歯止めをかけるとともに地域を活性化することを目的に若者世帯が自己負担によりマイホームを建築するために未活用の町有地を町が宅地造成し貸し出します。

■募集する住宅用地

周防大島町森地区（旧東和庁舎跡地）5区画のうち1区画

区画⑤（213・33㎡）

※区画①、②、③、④については成約済みです。



■貸付期間

10年（10年経過後は無償譲渡いたします）

■貸付料

5500円/月額

■応募ができる方

現に生活の基盤が周防大島町にある方または、生活の基盤を周防大島町に移そうとする方で、概ね45歳以下の1世帯2人以上（同居予定の単身者を含む）の当該用地に自己負担によりマイホームを建築できる方。

■応募期間

5月17日（月）～6月30日（水）

■選考方法

応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。

■申し込み方法

次の書類を政策企画課に提出してください。

- ・若者定住促進住宅用地貸付申請書
- ・確約書（用地借受後、1年以内に住宅建築の着手を確約する旨の書類）

- ・同居誓約書（申請時点で単身である場合に必要）

- ・所得を証明する書類（同居しようとする者を含む）

- ・住民票の写し（同居しようとする者を含む）

- ・直近の納税証明書・滞納のない証明（同居しようとする者を含む）

応募書類は政策企画課に備え付けています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

提出書類は郵送または直接お届けください。返却はいたしません。

※詳しくはお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2192

周防大島町小松126-2

政策企画課 定住対策班

☎ 0820 (74) 1007

FAX 0820 (74) 1015

✉ seisakukikaku@town.

suo-oshima.lg.jp

空家活用住宅の入居者を募集します

周防大島町内の空家を町が借り受けて改修し、周防大島町内へ定住を希望する方に貸し出す、空家活用住宅の入居者を募集します。

■住宅の所在 周防大島町森

木造平屋建 73.91㎡（約22.4坪）

■家賃 3万円/月

■申し込みができる方

- ・現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻予定または事実上婚姻関係である者を含む）があること。
- ・単身者であっても、国または県もしくは町から支援を受けている新規就農者および新規漁業就業者等。（詳しくは政策企画課までお問合せください）
- ・入居しようとする方が暴力団員でないこと。
- ・申込時において、住所を有する市町村の税および使用料等を滞納していないこと。

■申込期限 5月31日（月）

なお、申込期限までに申し込みがない場合は、随時受付を行います。

■選考方法 書類審査と面接により決定します。

■申し込み・問い合わせ

政策企画課 定住対策班 ☎ 0820 (74) 1007



空家を貸し出しませんか？

「周防大島町に住みたい」「空家を紹介してほしい」といった相談を多くいただいています。

周防大島町では、人口減少対策と空家の有効活用を目的とした「空家バンク制度」を行っています。使っていない空家を「空家バンク」に登録し、貸し出しすることにより、家賃収入を得たり、家屋の老朽化を遅らせることができます。

登録の条件は、①すぐに暮らせる状態の家であること②家財などが無いことです。リフォームのための助成制度もありますので、まずはご相談ください。

なお、修理費用が多かかるとのや老朽化が進んだ物件については、事前にお断りする場合がありますので、ご了承ください。



空家リフォーム助成事業

空家バンク登録物件のリフォーム費用や家財処分費用の2分の1を助成する制度です。助成を受けた場合、空家バンクに5年間登録をいただく必要があります。

○貸主に対しての助成

・リフォーム

(助成上限額20万円)

家の機能向上のための改修費用(床・屋根などの修理、水回りの修理など)を助成します。

・家財処分費用

(助成上限額10万円)

布団や家具などの不要物の処分費用を助成します。

○借主に対しての助成

・DIYリフォーム

(助成上限額15万円)

自らが行うDIYにかかる原材料費を助成します。

■問い合わせ

政策企画課定住対策班

☎0820(74)1007

周防大島の文化財 ④2

正覚寺の山門(小泊)

《周防大島町文化財保護審議会会長 尾野榮明》

正覚寺は貞享元年(1684)に神浦から現在の地へ移ったと伝えられている浄土真宗本願寺派の寺院である。

良港に面して建つ山門は、大正7年(1918)に建立されたもので、同寺によれば

請負を初代泉寅吉(造船所経営)、吉崎榮治郎がそれぞれ務めたという。材料は総ヒノキ、20枚の欄間と、籠彫りの木鼻などで装飾された贅沢な造りで、そこに施された彫刻の題

材は、すべて菊で統一されている。菊は聴聞(説教を「聞く」という言葉に掛かり、菊水の文様は不老長寿を表していることから、そうした意味を込めたのだろう。

山門の棟札は確認できなかったが、彫刻師の門井浅一(鳳雲)が彫刻を手掛けたという覚書が、門井家の子孫のもとに遺されていた。その一方で浅一の弟で後に仏師となった門井長一(耕雲)が、父親に指示されながら彫ったという言い伝えもあることから、この兄弟が協力して彫刻制作に携わったと考えられる。

この兄弟の父親の門井宗吉は優れた設計者として知られていて、宗吉の設計に基づき各地の棟梁が寺社の普請(建築)に当たっていた。従って「宗吉が長一を指示していた」という言い伝えは、この山門の設計に宗吉が携わっていた可能性をも窺わせる。周防大島東部は、江戸時代半ば



籠彫りの木鼻

から明治・大正にかけて大工の出稼ぎが盛んだった地域で、出稼ぎ先の四国では、彼らのことを「長州大工」と呼んでいた。門井家はその代表的な家系の一つだった。

四国では人目を惹く彫刻で寺社建築を装飾し、その名を上げた門井家の人々だったが、周防大島の普請では設計に一層力を注ぎ、彫刻の題材を統一することなどによって建築の調和を図った。菊づくしの彫刻で装飾されたこの山門からは、そうした門井家の作風の変化を読み取ることができる。

◎主な参考文献

川口 智「彫刻師・門井鳳雲」『周防大島の建築文化』2

■第50回日本農業賞「食の架け橋の部」大賞 (株)瀬戸内ジャムズガーデン



▲大賞の受賞報告に訪れた(株)瀬戸内ジャムズガーデンの皆さん(右から中川一さん、渡邊将晃さん、松嶋匡史さん、藤本町長、白鳥文明さん)

■大島郡体育協会体育功労賞 木谷正治さん(小松)



▲大島郡ゴルフ連盟の一員として体育振興に尽くされた木谷正治さん

障害に関する相談機関等をお知らせします

身体障害者相談員・知的障害者相談員のご紹介

身体障害者相談員・知的障害者相談員は、身体障害や知的障害がある方のさまざまな相談に応じ、必要な助言や指導などを行うと共に、関係機関に連絡を取るなどの援助を行います。

本町では、次の相談員が選任されていますので、お気軽にご相談ください。

(敬称略)

○身体障害者相談員

野村隆文、迎智可志、浜田一子

○知的障害者相談員 松永 勉

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談

柳井広域圏内の市町で共同設置した『障害者虐待防止センター』では、24時間体制で障害者の虐待や養護者の支援に関する相談や通報等を受け付けています。

障害者の方々が、家族や施設などの職員・会社の事業主などに虐待されているのに気付いた方は、ひとりで抱え込まないで次の相談窓口に通報してください。

■相談窓口

柳井圏域障害者虐待防止センター

☎0820(52) 2678

障害者相談支援事業について

障害のある方およびそのご家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、ご本人が自立した日常生活または社会生活を営むことを目的としています。日常生活でお困りのことや福祉サービスの利用、就労に対する相談などの専門的な相談支援について、町では次の機関に委託しています。

相談内容および個人情報守秘義務は厳守されますので、安心してご相談ください。

■身体障害・知的障害に関すること

社会福祉法人山口県社会福祉事業団 たちばな園相談支援事業所

☎0820(73) 5010

■知的障害に関すること

社会福祉法人城南学園地域生活支援センター たんぼぼ

☎0820(52) 2678

※障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域での療育指導等も行います。

■精神障害に関すること

医療法人恵愛会やない地域生活支援センター

☎0820(22) 1205

障害者就業・生活支援センターのご案内

障害のある方の「雇用促進」や「安定した職業生活の継続」を目的としたセンターです。ご本人、ご家族、雇用主さま等からの仕事や生活、制度等に関する相談支援を関係機関と連携して行っています。お気軽にご相談ください。

■実施機関

障害者就業・生活支援センター 蓮華 れんげ

☎0827(28) 0021

地域活動支援センターのご案内

障害のある方が通い、創造的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行う施設です。また毎月1回、町内で心の相談会を開催しています。お気軽にご相談ください。

■実施機関

医療法人恵愛会やない地域生活支援センター

☎0820(22) 1205

町役場での相談窓口

■身体障害・知的障害関係
福祉課 民生福祉班

☎0820(77) 5505

■精神障害関係

福祉課 民生福祉班

☎0820(77) 5505

・健康増進課 健康づくり班

☎0820(73) 5504

全国大会出場者へ 激励費授与

スポーツ振興の一環として、全国大会に出場される方に激励費が授与されました。

大会名 第24回全国高等学校少林寺拳法選抜大会

開催期間 3月26日(金)～28日(日)

開催地 香川県

出場者

【自由組演武の部】

柳井商工高校2年 北村優治さん

(小松)

【規定組演武の部】

大島商船高専2年 岡部圭祐さん、

梶山大峻さん

※学年は大会開催時で掲載



▲全国大会に出場した右から北村優治さん、岡部圭祐さん、梶山大峻さん（授与式：4月8日）

道の駅サザンセットとうわで ふるさとの魅力発見！

観光から島の魅力を再発見！
Discover 島

周防大島のおおよそ中心に位置する「道の駅サザンセットとうわ」は、周防大島を代表する観光拠点として多くの人で賑わいます。

情報コーナーには観光案内の掲示版や各種パンフレットを設置、道の駅スタッフによる親切丁寧なおもてなしのご案内で観光客の皆さまに喜ばれています。物産直売所には瀬戸内海の幸、島の自然に育まれた農作物、銘菓や加工品など、周防大島の特産品を取り揃えて周防大島のお土産販売を担っており、郷土料理レストランでは地産地消をモットーに、お手軽価格にて郷土料理や名物料理をご賞味いただけます。

レストランからも望める沖合に浮かぶ真宮島は、瀬戸内の多島海ならではの神秘的な現象により、干潮時に砂州の道で繋がるパワースポットとして人気を博しています。

その他、山口県公認サイクルステーションとしてレンタサイクルも充実しており、自身がサイクリストである岡崎支配人がお客様目線による安心安全なサービスを心掛けています。また、サイクルウェアでご来店のお客様にはソフトクリーム100円割引、レストランでは食後のソフトドリンク無料など、サイクリスト歓迎の道の駅としても名を馳せています。

昨年12月に情報コーナーがリニューアル、また4月には道の駅サザンセットとうわの東側、幼児

公園にクジラを模った遊具が新設されました。観光施設でありながら地域の皆さんも存分にお楽しみいただける施設ですので、是非とも道の駅サザンセットとうわにて、ふるさと周防大島の魅力に触れてみてください。



地域おこし協力隊 新井さん退任

地域おこし協力隊員として周防大島観光協会に着任し、スポーツ&アウトドア事業を中心に活躍いただいた新井謙太郎さんが3年の任期を満了し退任しました。

今後も新井さんは、この島に暮らしながら観光に関わる分野にて活動されますので、皆さまにおかれましても変わらぬご厚情をお願いします。

問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820 (72) 2134

周防大島町の話題

周防大島中学校が開校しました

4月7日、久賀中学校、東和中学校、安下庄中学校を統合して誕生した周防大島中学校の開校式が同校の講堂にて行われました。

式典では、3年生の藤本沙弓さん原作で、本町出身のグラフィックデザイナー新村則人さんが補作補整した校章入りの校旗を、藤本町長が豊島正行校長に授与しました。

藤本町長は、「新しい出会いや環境の変化で戸惑うこともあろうかと思いますが、自分の幸せを掴むため、互いに切磋琢磨し、周防大島中学校の校風と歴史を築かれることを期待しています」とあいさつしました。

生徒を代表してあいさつした3年生の櫛部水月さんは、「今回の統合も少子高齢化で、子どもの数が減少していることが、理由の1つとして挙げられています。周防大島中学校の生徒として、この問題にしっかり向き合い、ボランティア活動や大島の紹介、他の地域との交流など、さまざまな案を仲間と出し合い、実践し、少しでも周防大島町に貢献していきたい」と想いを語りました。



◀校旗授与

▼生徒代表あいさつ



後半では、星野哲郎先生の長男でシンガーソングライターの有近真澄さんが作詞作曲した校歌が披露されました。

これから周防大島中学校は、閉校した3校の伝統や想いを引き継ぎ、新たな歴史を築いていきます。

第4次周防大島町行政改革大綱および第4次周防大島町行政改革大綱実施計画を策定しました

令和3年度から7年度までの5年間における、町の行政改革推進のための基本方針やその進め方を定めた第4次周防大島町行政改革大綱および実施計画が、周防大島町行政改革推進委員会の答申を受け策定されました。

第4次大綱および実施計画については、町ホームページに掲載しています。

▶藤本町長へ答申書を手渡す周防大島町行政改革推進委員会の中元みどり会長と平田浩一副会長(3/26)



▲藤本町長にハンドジェルを寄贈する柏本芳久氏

ハンドジェルを寄贈

4月14日、株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本から、ハンドジェル350本の寄贈がありました。

寄贈に訪れた株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 営業本部 山口・九州店舗運営部スーパーバイザーの柏本芳久氏は、「地域の方の感染予防に役立てていただければ」と寄贈への想いを語りました。

ハンドジェルは、町内の保育所や小中学校に配付し、子どもの手洗い・手指衛生のために活用されています。

防災行政無線を用いた

緊急地震速報訓練

を行います



日時 6月17日(木) 午前10時ごろ

内容 防災行政無線の試験放送

①防災行政無線（屋外スピーカーおよびすべての戸別受信機）から、訓練用の緊急地震速報が最大音量で放送されますのでご注意ください。

②気象・地震活動の状況等によっては、試験放送を中止することがあります。

この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート※）を用いた訓練で、周防大島町以外の地域でも、全国的にさまざまな手段で情報伝達の訓練が実施されます。

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

☎総務課 消防防災班 ☎0820 (74) 1000

山口県立大学および周防大島高等学校との包括的連携協力に関する協定を締結しました

4月28日、周防大島町と山口県立大学および周防大島高等学校は、相互に連携して人的・知的資源の交流および活用を図ることで、周防大島の地域活性化と相互の発展に寄与することを目的とした包括的連携協定を締結しました。

主な事業は、周防大島高校「アロハ・プロジェクト」で、3者が協力・連携して周防大島の特徴的なアロハシャツを作製し、学校行事や地域イベントで着用することで、学校の魅力、地域の魅力として発信していきます。また、人材育成、教育、国際交流推進に関することなど、地域活性化を図る事業に取り組んでいきます。

▶協定を結んだ山口県立大学前川剛志理事長④、藤本町長④、周防大島高校大田真一郎校長④



地域おこし協力隊（観光協会）の新井です。2018年5月から（一社）周防大島観光協会に委嘱されてから3年が経ち、4月末にて任期満了に伴い今回が最後の投稿となります。振り返れば初年度2018年10月に大島大橋に貨物船が衝突し40日間にも及ぶ断水を経験しました。断水期間中は来島される観光客が激減する中、地元事業者の皆さまと共に他市町への催事を行いました。「がんばりつちよるけー！周防大島」を掛け声に翌2019年は復興イベントとして、周防大島初の熱気球乗船を目玉とした「PLAY FES.」等のイベントを開催し、多くの皆さまのご支援、ご協力を賜りましたことをお礼申し上げます。また、夏の風物詩「サタデーフラ」では運営として多くのことを学び、夏の周防大島を盛り上げる一端を担えたことをとても嬉しく思っています。昨

地域おこし協力隊員 新井謙太郎の

しましまタイムズ

SHIMASHIMA TIMES

27

周防大島観光協会
☎0820 (72) 2134



▲周防大島観光協会の仲間と行った「シマタビ」ロケの様子

年は新型コロナウイルス感染拡大に伴い多くのイベントが中止となりましたが、ケーブルテレビにて観光協会番組「シマタビ」をスタートし、島内のグルメや瀬戸内アルプス、レンタサイクルを紹介させていただきました。右も左も分からない時から住民の皆さまを含む多くの方々に助けていただき無事に3年の任期を終えることができました。短い期間ではありましたが、本当にありがとうございました。

【P 10 答え:第1位】 20カ国のうち、日本人が一番長く座っており、座り過ぎの危険が高い状況です。

募 集

障害者を対象とした周防大島町職員募集
(10月1日採用)

- 試験職種および採用予定人数
 - ・初級行政職 若干名
- 受験資格
 - 次のすべての要件を満たす人が受験できます。
 - ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
 - ②昭和61年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業した人
- 受付期間
 - 5月17日(月)～6月15日(火)
 - 午前8時30分～午後5時15分(土日を除く)
- ※郵送の場合も6月15日(火)必着となります。
- 申し込み方法
 - 受験申込書No.1および受験申込書No.2(写真添付・受験票)を総務課へ提出してください。
- 受験申込書は、総務課および各総合支所に備え付けています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

■第1次試験日時・場所
8月8日(日)

- ・受付 午前8時00分から
- ・試験 午前8時30分から
- ・場所 周防大島町役場大島庁舎(周防大島町小松126-2)
- 採用予定日
 - 令和3年10月1日
- 申し込み・問い合わせ
 - 総務課 人事行政班
 - ☎0820(74)1000

周防大島町病院事業局
社会人経験者等採用試験

- 試験職種および採用予定人員
 - 初級行政職 若干名
- 受験資格
 - 昭和57年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人
- 受付期間
 - 5月17日(月)～6月15日(火)
 - 午前8時30分～午後5時15分(土日を除く)
- ※郵送の場合も6月15日(火)必着となります。
- 試験方法
 - 教養試験、小論文他
- 試験日 6月27日(日)
- 申し込み方法
 - 受験申込書を郵送または直接お届けください。

お知らせ

- 併処理浄化槽の設置補助金について
 - 令和3年度設置補助金の交付申請を受け付けます。予算に限りがあり、また、補助金の対象とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。
- 補助対象区域
 - ・公共下水道および集落排水区域以外の区域
 - ・公共下水道の整備全体計画区域内の一部区域
- 補助金額(上限額)
 - 5人槽 59万9千円
 - 7人槽 76万5千円

10人槽 109万6千円
■申し込み・問い合わせ

- 下水道課 下水道班
 - ☎0820(79)1014
- 防護柵資材費を補助します
 - 補助対象となる資材
 - イノシシなどの有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために設置する電気柵、防護ネット、金網柵、トタン柵等の防護柵の資材。(資材購入後の申請は受付できませんので、ご注意ください)
 - 補助対象地
 - 町内の耕作地。(ただし、電気柵の設置については、面積200㎡以上)
 - ※所有者または耕作者が町外の方でも申請できます。
 - 補助金額
 - 防護柵の設置に要した資材費の2分の1以内で、1件あたりの上限額が5万円。(千円未満切り捨て)
 - ※ただし、平成30年度～令和2年度に補助を受けて設置済みの耕作地については、補助金の申請はできません。
 - 設置後の保守・点検
 - 破損や倒れかけている防護柵を見かけます。設置済みの方は都度保守・点検を行い、被害防止に努めてください。
 - 申し込み・問い合わせ
 - 農林課 有害鳥獣対策班
 - ☎0820(79)1002
- 甲種防火管理新規講習
 - 日時
 - ・6月29日(火)
 - 午前9時～午後4時
 - ・6月30日(水)
 - 午前9時～午後3時30分
 - ※2日間の受講が必要です。
 - 講習場所
 - 柳井市文化福祉会館
 - (柳井市柳井3718)
 - 受講料
 - 3800円(テキスト代)
 - 受講手続き
 - 最寄りの消防署、出張所で受講申込書を受け取り、必要事項を記入のうえ、申し込んでください。
 - ※受講申込書は、柳井地区広域消防組合のホームページからもダウンロードできます。
 - (<http://www.yanai19.jp/>)
 - 受付期間
 - 6月1日(火)～6月15日(火)
 - 問い合わせ
 - 柳井地区広域消防本部予防課
 - ☎0820(23)7774

消防設備士試験

■試験日 9月5日(日)

■場所

下関市、山口市、周南市

■試験の種類

・甲種(特類、第1~5類)
・乙種(第1~7類)

■受験願書受付期間

【電子申請】
6月29日(火)~7月13日(火)

【書面申請】

7月2日(金)~7月16日(金)

※電子申請の詳細については、(二財)消防試験研究センターのホームページで確認してください。

■問い合わせ

柳井地区広域消防本部予防課
☎0820(23)7774

税務職員募集

■受験資格

(1)令和3年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人(平成30年4月1日以降に卒業した人が該当します)および令和4年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人

(2)人事院が(1)に掲げる人に準ずると認める人

■試験の程度 高校卒業程度

■受付期間

○インターネット

6月21日(月)~30日(水)
○郵送・持参

6月21日(月)・22日(火)

※詳しくは、国税庁ホームページを確認するか、お問い合わせください。
(<https://www.nta.go.jp>)

■問い合わせ

・広島国税局人事第二課
☎082(221)9211
内線3743・3635

・柳井税務署

☎0820(22)0277

2021無事故・無違反コンテスト150の参加チーム募集

■募集要項

県内のドライバーを対象に、150日間の無事故・無違反を目指すことにより、参加者のもとより広く県民の交通安全意識と交通マナーの向上および安全運転の習慣化による交通事故防止を目的としています。

■募集コースおよび参加費
・オフィスコース

1チーム5人/3350円

・ファミリーコース

1チーム3人/2010円

・シルバーコース

1チーム2人/1340円

■募集期間
6月30日(水)まで

■実施期間

7月4日(日)~11月30日(火)までの150日間

■申し込み方法等

警察署および役場窓口(周防大島町では、各総合支所・出張所)に備え付けている募集パンフレット付属の参加申込書に必要事項を記入し、参加費を専用払込取扱票により郵便局から払い込みの上、「振替払込請求書兼受領証」のコピーを添えて、警察署または役場窓口にお申込みください。

■結果送付

令和4年2月上旬頃

■副賞

無事故・無違反達成チームの中から抽選で県産品、商品券等を贈呈します。

■問い合わせ

無事故・無違反コンテスト150実行委員会事務局

☎083(933)2619

自衛官募集

◎医師・歯科幹部

■応募資格

医師・歯科医師の免許取得者

■受付期間 6月11日(金)まで

■試験日 6月25日(金)

◎自衛官候補生

■応募資格

18歳以上33歳未満の人

■受付期間 年間を通じて受付

■試験期日

受付時にお知らせします。

■問い合わせ

自衛隊山口地方協力本部
柳井地域事務所
☎0820(22)8199

催し

講演会

「中司茂兵衛と四国遍路道」

明治から大正時代、四国遍路道に道標を建立し続けた、周防大島町(椋野)出身の中司茂兵衛の生涯について講演を行います。(入場無料)

■日時

5月26日(水)
午後1時40分~3時

■講師
井原恒久氏

(元愛媛県立図書館長)

■場所 橘総合センター

■定員

50人(定員に達した場合は、期間内でも締め切ります)

■申し込み方法

5月22日(土)までに、電話にてお申し込みください。

■申し込み・問い合わせ

橘郷土会事務局(尼崎)
☎090(4751)6218

特別企画展

「なむでん踊り展」

「久賀のなむでん踊」は江戸時代から受け継がれてきた虫送り行事で、昭和51年には山口県指定無形民俗文化財に指定されました。

令和2年度には、久賀のなむでん踊保存会が、保存と継承に尽力し、地域文化の振興に貢献した功績が認められ、文部科学大臣表彰を受けました。これを記念して特別企画展を開催します。(入場無料)

■開催期間

7月4日(日)まで

■場所 八幡生涯学習のむら
■問い合わせ
八幡生涯学習のむら
☎0820(72)2601

パネル展示「周防大島の海環境と安全」

周防大島町の海岸、海ごみなどのパネルを通して、海の環境と安全について考えてみませんか。

■開催期間

5月30日(月)～6月29日(火)
午前10時～午後6時
(毎週水曜日は休み)

※初日の5月30日(ごみゼロの日)には、午後2時から真宮島海岸のごみ拾い活動を実施します。(雨天中止、ごみ拾い用具の準備は不要)

■場所

道の駅サザンセットとうわ情報コーナー(入場無料)

■問い合わせ

屋代島さとうみネットワーク(田中)
☎090(7507)2821



★催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります

災害見舞金が出るって本当？
火災保険のトラブル注意報

4月20日ごろから「電話で『災害見舞金が出るので申請しないか』と勧誘された」というご相談が急増しています。これは保険金詐欺です。とても危険なので応じないでください。

台風や地震などの災害で壊れたわけでもないのに、ウソの申請をして保険金を受け取ると、今後この火災保険会社にも加入できなくなります。

また勧誘してきた業者と保険申請を代行する契約をすると、保険金のうちかなりの金額を成功報酬として支払うことになります。(例：半額もしくはそれ以上の金額である場合もあります)

もし、うっかり契約してしまった場合は、すぐに自分の加入している保険会社にご相談ください。

☎柳井地区広域消費生活センター ☎0820(22)2125

島のくらしをおすすめする夏コースを中止します

毎年、6月～8月にかけて開催していましたが、「島のくらしをおすすめする夏コース」を、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止させていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■問い合わせ

周防大島くらし体験ネットワーク事務局(農林課内)
☎0820(79)1002

柳井健康福祉センター一定例保健事業

相談内容	実施日	時間
思春期・ストイ相談	5月28日(金)	13:00～16:00
心の健康相談	6月15日(火)	13:00～14:00
思春期・ストイ相談	6月25日(金)	13:00～16:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。

☎柳井健康福祉センター ☎0820(22)3631

柳井警察署だより

自転車の安全利用の促進

自転車は、幼児から高齢者まであらゆる年齢層が利用する身近な交通手段であり、健康増進や環境保全への意識の高まりなどを背景に利用ニーズが一段と高まっています。

過去5年、県内の自転車が関与する人身交通事故は、年間で平均470件程度発生しており、死亡事故においては、約8割で自転車側に安全不確認や信号無視など何らかの違反が確認されています。運転する際は、交通ルールとマナーを守り、常に危険を予測した運転と安全確認をしっかりと行うことで交通事故を防止しましょう。

また、自転車を安全・安心に利用するため、定期的な点検・整備と、万一の交通事故に備えて保険に加入しておくことも大切です。

☎周防大島幹部交番 ☎0820(72)0110
柳井警察署 ☎0820(23)0110



うそ電話詐欺被害防止のポイント
～キーワードを覚えよう～

詐欺犯人のだまし文句は日々巧妙化しています。しかし、その言葉の中には「ATMに行って」「名簿に載っている」「名義を貸して」「宅配でお金を送って」などの『キーワード』があります。

キーワードを覚えて、キーワードが出てきたら電話を切りましょう。

5月は児童福祉月間です

次代を担う子どもたちが、家庭や地域の豊かな愛情に包まれて、心身ともに健やかに成長するようみんなで見守っていきましょう。

2021年度「児童福祉月間」標語最優秀作品

『友だちの いいとこたくさん みつけよう』

(山口県公募で選定された作品です)

☆子どものこと、家庭のこと、どんなことでもお気軽にご相談ください。



■問い合わせ

- ・家庭児童相談室（福祉課内） ☎ 0820（77）5505
- ・健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820（73）5504

周防大島町消防団

(任期満了による新体制)

■任期

4月1日から令和5年3月31日

団長（橘支部団長）

東 弘志

久賀支部団長 久保田勇治

大島支部団長 藤岡正一

東和支部団長 有川利美

※3月31日をもって、安富健雄大島支部団長が勇退されました。



東 弘志
周防大島町消防団長

お元気でですか？

こころは 保健師です

感染予防対策と合わせて免疫力を高める生活習慣を！

さわやかな風が心地よい季節となりましたが、新型コロナウイルス感染症に対する不安を身近に感じるようになってから1年以上が経過しました。マスクの着用やこまめな手洗い、三密を避けた行動などの感染予防対策が自然と身についてきた方が多いのではないのでしょうか。このような行動により感染自体を防ぐことが最優先ではありませんが、加えて日頃の生活習慣を見直し、ウイルスの侵入に対する抵抗力（免疫力）を保ち、重症化を防ぐための身体づくりをしておくことも大切です。

偏った食事や運動・睡眠不足、ストレス等により免疫力が低下しやすくなります。食習慣の基本は「1日3食、主食（ご飯、パン、めん類）・主菜（肉、魚、卵、大豆製品）・副菜（野菜）のそろった食事」ですが、特に意識したいポイントについて紹介します。

摂取しましょう

(1)たんばく質を豊富に含む食品を毎食適量
たんばく質は免疫細胞の主成分になります。豊富に含まれる食品に、肉、魚、卵、大豆製品があります。年齢や性別、活動量

周防大島町管理栄養士

村井祐佳（健康増進課）

☎ 0820（73）5504

によって推奨量は異なり、摂り過ぎないことも必要ですが、この4つの食品が全て両手のひらにのる程度を1日分の目安に、毎食どれか1つ選んで摂るようにしましょう。

(2)酸化作用のある「ビタミンA・C・E」を十分に摂りましょう

これらのビタミンには酸化作用により粘膜を保護し、免疫力を保つ働きがあり、豊富に含まれるものに緑黄色野菜があります。にんじんやかぼちゃ、ほうれん草、にら、ピーマン、ブロッコリー等を意識して取り入れましょう。

(3)発酵食品や食物繊維の豊富な食品で腸内環境を整えましょう

小腸と大腸からなる腸管には免疫の働きを司る免疫細胞の6〜7割が集まっていると言われ、腸内の環境をよくすることで免疫力を高めることができます。腸内環境を整える発酵食品（納豆、ヨーグルト等）や食物繊維の豊富な食品（海藻、きのこ等）を継続的に食事に取り入れましょう。

バランスのとれた食事、適度な運動、休養など家庭でできることに取り組み、健康を維持していきましょう。

常設人権相談所

毎週月～金曜日 8：30～17：15（休日を除く）
 〇山口市方法務局岩国支局 ☎0827-43-1125

特設人権相談所

6月8日(火) 9：30～12：00（大島庁舎）
 〇福祉課 民生福祉班 ☎77-5505

児童巡回相談

6月21日(月) 10：30～16：30（たちばなケアプラザ）
 定員3人（要予約・先着順）
 〇福祉課 民生福祉班 ☎77-5505

休日在宅当番医 9：00～17：00

5月23日(日) 山中クリニック ☎72-0152
 5月30日(日) おげんきクリニック ☎74-2490
 6月6日(日) 橘医院 ☎77-1000
 6月13日(日) 安本医院 ☎73-0822
 6月20日(日) 橘医院 ☎77-1000
 ※町立病院は、年間を通して休日夜間救急医療に当直
 医が対応しています
 大島病院 ☎74-2580／東和病院 ☎78-0310

ちよび塩の日PR活動

6月8日(火) 11：00～13：00（ローソン周防大島店）
 〇健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504

育児相談

5月27日(木) 10：00～11：30
 （しまとびあスカイセンター）
 6月11日(金) 10：00～11：30（日良居庁舎）
 6月15日(火) 10：00～11：30
 （久賀福祉センター）
 〇子育て世代包括支援センター Ohana ☎73-5511

こころの相談会

6月3日(木) 10：00～12：00（久賀福祉センター）
 〇健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504（要予約）

認知症相談

6月3日(木) 9：00～16：00（日良居庁舎）
 〇地域包括支援センター ☎73-5506

出張年金相談

毎月第3火曜日（久賀総合センター）
 10：00～12：00／13：00～16：00
 ※要予約（予約は相談希望日の前月1日から受付）
 ※持参の必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。
 〇岩国年金事務所 ☎0827（24）2222

子どものオンラインゲームでの高額課金



【相談窓口】

柳井地区広域
 消費生活センター
 ☎0820-22-2125
 山口県
 消費生活センター
 ☎083-924-0999
 消費生活上の不安
 や心配を感じたら
 消費生活センター
 にご相談ください。

【相談】

小学生の子どもがオンラインゲームをしているが、課金によるトラブルが多いと聞く。保護者はどのような点に注意しておけばよいか。

【アドバイス】

ゲームで遊ぶ場合のルールを家族で決めることと、ゲームの料金体系や決済方法を常に確認し、クレジットカードなどの管理を徹底するよう助言した。

【ワンポイント講座】

子どもがゲーム機やスマートフォンでオンラインゲームを利用し、高額な課金をしてしまったという相談が寄せられています。保護者のクレジットカードを勝手に持ち出したり、端末に登録されているクレジットカード情報を使用したりするケースや、保護者のスマホでゲームをし、キャリア決済をしているケースなどがあります。

未成年者の契約であることを理由に取り消しを申し出たとしても、無条件に返金されるとは限りません。クレジットカードの使用やキャリア決済はお金を支払うことと同じだと子どもにも理解させ、カードやパスワードの管理を徹底しましょう。

お困りの際は、柳井地区広域消費生活センターにご相談ください。

このコーナーはPDF版では掲載していません。

今月の納期

【全期分】軽自動車税

【第1期分】固定資産税

納期限 5月31日(月)

周防大島町交通事故発生状況（令和3年3月末現在）

人身交通事故（前年比）

件数	死者	傷者
6 (+2)	2 (+2)	8 (±0)

物損事故件数

66	前年比	+3
----	-----	----

人の動き（5月1日現在）※増減は対前月比

人口	15,050人	(12人増)
男（日本人）	6,949人	〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 5人 転入 96人 小計 101人 減：死亡 28人 転出 60人 小計 88人
女（日本人）	7,995人	
外国人	106人	(1人減)
世帯数	8,706戸	(30戸増)

【訂正】広報令和3年4月号に誤りがありました。訂正しお詫び申し上げます。

○第2次周防大島町総合計画を策定しました（5ページ）

〈誤〉まちづくりの基本目標（※2項目め）

〈正〉第2次周防大島町総合計画の施策の体系

○令和3年度当初予算（7ページ）

〈誤〉平成元年度末現在高

〈正〉令和元年度末現在高

このコーナーはPDF版では掲載していません。

大島大橋への貨物船衝突事故に対する寄附金活用事業で 幼児向け大型遊具を整備しました



大島大橋への貨物船衝突事故に対する寄附金活用事業により、道の駅「サザンセトとうわ」の東側に隣接する幼児公園に幼児向けの大型遊具を整備しました。遊具の対象年齢は3歳から6歳となっています。ぜひ遊びに来てください。

不法投棄防止対策強化月間

6月は不法投棄防止対策強化月間として、不法投棄の未然防止や拡大防止、不法投棄追放意識を高めるために監視パトロール活動の強化等をしているんだよ。不法投棄は美観を損ねるだけでなく、水質汚濁や土壌汚染の要因になったり、投棄場所周辺にさまざまな悪影響がでたりするんだよ。だから、きれいなまちづくりのために住民の皆さまのご協力をお願いします。

◎不法投棄を見かけたらお知らせください！

不法投棄ホットライン ☎ 0120-538-710 / 柳井環境保健所 ☎ 0820-22-3631
/ 役場生活衛生課 ☎ 0820-79-1012

